

指導検査基準 居宅介護支援

基本的考え方及び確認する観点	根拠法令	確認書類等
I 基本方針		
<p>基本方針</p> <p>(1)指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(2)指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(3)指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行っているか。</p> <p>(4)指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、区、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めているか。</p> <p>(5)指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(6)指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。</p>	<p>区条例第 13 号第 3 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ パンフレット

II 人員に関する基準		
<p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤の者を、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1として置いているか。</p> <p>2 管理者</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、主任介護支援専門員であるか。なお、令和9年3月31日までの間は、管理者として主任介護支援専門員以外の介護支援専門員の配置を可能とする経過措置を設けている。</p> <p>(3) 管理者は、専らその職務に従事する者であるか。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>① 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>② 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p>	<p>区条例第13号第4条</p> <p>区条例第13号第5条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務方法等勤務時間がわかる書類（出勤簿、タイムカード等） ・ 介護支援専門員証 ・ 雇用契約書、履歴書等 ・ 介護支援専門員又は主任介護支援専門員を登録したことがわかる書類
III 運営に関する基準		
<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第1基本方針に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護</p>	<p>区条例第13号第6条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 重要事項説明書 ・ 契約書

(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ているか。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。

(4) 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(7)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

①電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

②磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

<p>(5) (4)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものであるか。</p> <p>(6) (4)①の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>(7) 指定居宅介護支援事業者は、(4)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>① (4)①②に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>② ファイルへの記録の方式</p> <p>(8) (7)の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(7)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>4 受給資格等の確認</p>	<p>区条例第 13 号第 7 条</p> <p>区条例第 13 号第 8 条</p>	<p>・利用申込受付簿</p> <p>・当該利用申込者へのサービス提供を他の事業者へ依頼したことがわかる書類等</p>
--	---	---

<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>区条例第 13 号第 9 条</p>	<p>・介護保険番号、有効期限等を確認している記録</p>
<p>5 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>区条例第 13 号第 10 条</p>	<p>・要介護認定申請書控 ・要介護認定申請書控 ・要介護認定更新申請書控</p>
<p>6 身分を証する書類の携行</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>区条例第 13 号第 11 条</p>	<p>・身分証明書</p>
<p>7 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際に利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行った場合に、それに要した交通費以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又</p>	<p>区条例第 13 号第 12 条</p>	<p>・居宅介護支援給付費明細書 ・領収証控</p>

<p>はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>8 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>9 指定居宅介護支援の基本取扱方針</p> <p>(1)指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。</p> <p>(2)指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針</p> <p>(1)管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2)指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>(4)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、</p>	<p>区条例第 13 号第 13 条</p> <p>区条例第 13 号第 14 条</p> <p>区条例第 13 号第 15 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援提供証明書控（介護給付費明細書代用可） ・居宅サービス計画 ・居宅介護支援経過 ・主治医との連絡記録等 ・評価を実施した記録 ・居宅サービス計画 ・重要事項説明書 ・居宅介護支援経過 ・アセスメントシート ・サービス事業者等の情報に関する資料 ・主治医との連絡記録 ・サービス担当者に対する照会内容の記録 ・サービス担当者会議の
---	--	---

<p>当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>(6)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しているか。</p> <p>(7)介護支援専門員は、(6)に規定する課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(8)介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、当該サービスの種類、内容及び利用料並びに当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>(9)介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯</p>		<p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの記録 ・利用者の同意書 ・医師又は薬剤師への情報提供記録 ・各サービス事業所との連絡記録 ・介護保険施設等との連絡記録 ・主治医意見書、主治医との連絡記録 ・区への届出書類 ・居宅サービス計画を主治の医師等に交付した記録 ・被保険者証写し ・指定介護予防支援事業者との連絡記録等
--	--	--

<p>科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。</p> <p>(10)介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(11)介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。</p> <p>(12)介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。</p> <p>(13)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>(14)介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に情報提供しているか。</p> <p>(15)介護支援専門員は、(13)に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 少なくとも1月に1回、当該利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。</p> <p>② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(16)介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地</p>		
--	--	--

からの意見を求めているか。やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めているか。

(17) (3)から(12)までの規定は、(13)に規定する居宅サービス計画の変更について準用しているか。

(18)介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。

(19)介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。

(20)介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区に届け出ているか。

(21)介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス等（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、区からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区に届け出ているか。

(22)介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めているか。

(23)前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画

<p>を主治の医師等に交付しているか。</p> <p>(24)介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。</p> <p>また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。</p> <p>(25)介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。</p> <p>(26)介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しているか。また、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。</p> <p>(27)介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。</p> <p>(28)介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（居宅サービス若しくは地域密着型サービス種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。</p> <p>(29)介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。</p> <p>(30)指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介</p>		
--	--	--

<p>護予防支援業務を受託するに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。</p> <p>(31) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項に規定する会議（地域ケア会議）から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。</p>		
<p>11 法定代理受領サービスに係る報告</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、区（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、区（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しているか。</p>	<p>区条例第 13 号第 16 条</p>	<p>・ 給付管理票控</p>
<p>12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	<p>区条例第 13 号第 17 条</p>	<p>・ 給付管理票控</p>
<p>13 利用者に関する区への通知</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p>	<p>区条例第 13 号第 18 条</p>	<p>・ 居宅サービス計画 ・ サービス利用票、別表</p>

<p>①正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>②偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとしたとき。</p> <p>14 管理者の責務</p> <p>(1)管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2)管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>15 運営規程</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③営業日及び営業時間</p> <p>④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤通常の事業の実施地域</p> <p>⑥虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑦その他運営に関する重要事項</p> <p>16 勤務体制の確保</p> <p>(1)指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支</p>	<p>区条例第 13 号第 19 条</p> <p>区条例第 13 号第 20 条</p> <p>区条例第 13 号第 21 条</p>	<p>・実施状況に関する記録</p> <p>・書類交付に関する記録</p> <p>・区への通知に係る記録</p> <p>・運営規程</p> <p>・就業規則等</p> <p>・職務分担表</p> <p>・業務日誌等</p> <p>・運営規程</p> <p>・就業規則</p>
---	--	---

<p>援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>17 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>18 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業所は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えているか。</p> <p>19 従業者の健康管理</p>	<p>区条例第 13 号第 21 条の 2</p> <p>区条例第 13 号第 22 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用契約書 ・ 勤務表 (予定・実績) ・ 出勤簿、タイムカード等 ・ 介護支援専門員証 ・ 研修計画 ・ 研修受講修了証明書 ・ 研修実施記録 ・ 業務継続計画 ・ 研修計画、研修実施記録 ・ 訓練に関する記録 ・ 平面図 ・ 設備、備品台帳
--	--	---

<p>指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p>	<p>区条例第 13 号第 23 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理に関する記録 (健康診断記録等)
<p>20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1)当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3)当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>区条例第 13 号第 23 条の 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理に関するマニュアル ・感染症に関する委員会、指針、研修及び訓練に関する記録
<p>21 掲示</p> <p>(1)指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2)指定居宅介護支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>区条例第 13 号第 24 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板場所確認
<p>22 秘密保持</p> <p>(1)指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>区条例第 13 号第 25 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・個人情報使用に係る同

<p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>23 広告</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>24 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>25 苦情処理</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。</p>	<p>区条例第 13 号第 26 条</p> <p>区条例第 13 号第 27 条</p> <p>区条例第 13 号第 28 条</p>	<p>意書</p> <p>・パンフレット、チラシ</p> <p>・苦情の受付簿</p> <p>・苦情対応記録</p>
--	--	--

<p>27 虐待の防止</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1)当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3)当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</p> <p>(4)(1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>区条例第 13 号第 29 条の 2</p>	<p>・虐待防止に関する委員会、指針、研修に関する記録</p>
<p>28 会計の区分</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>区条例第 13 号第 30 条</p>	<p>・会計書類関係</p>
<p>29 記録の整備</p> <p>(1)指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2)指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>①指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>イ 居宅サービス計画</p> <p>ロ アセスメントの結果の記録</p> <p>ハ サービス担当者会議等の記録</p>	<p>区条例第 13 号第 31 条</p>	<p>・従業員に関する名簿等</p> <p>・設備台帳、備品台帳</p> <p>・会計関係書類</p> <p>・サービス実施状況等把握及び連絡調整に関する記録</p> <p>・居宅サービス計画</p> <p>・居宅介護支援経過</p>

<p>ニ モニタリングの結果の記録</p> <p>③区への通知に係る記録</p> <p>④苦情の内容等の記録</p> <p>⑤事故の状況及び処置についての記録</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシート ・サービス担当者会議の 要点 ・モニタリングの記録 ・区への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録
IV変更の届け出等		
<p>変更の届出等</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>電磁的記録等</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第32条において準用する場合を含む。))及び第15条第28号(第32条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが</p>	<p>法第82条</p> <p>法施行規則第132条</p> <p>法施行規則第133条</p> <p>法第82条</p> <p>区条例第13号第33条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請・変更届控

<p>できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>		
V 介護給付費の算定及び取扱い		
<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号(厚生労働大臣が定める1単位の単価)に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) (1)、(2)により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>(4) (1)については、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において区(審査及び支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所(基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)は、次のイからハマでにかかわらず、居宅介護支援費(I)の居宅介護支援費(i)を適用する。また、居宅介護支援費(II)を算定する場合には、居宅介護支援費(I)は算定しない。</p>	<p>厚告20の一</p> <p>厚告20の二</p> <p>厚告20の三</p> <p>厚告20別表のイ注1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画 ・ 給付管理票・総括票 ・ 介護給付費明細書 ・ 介護予防支援事業者からの受託利用者数が確認できる書類 ・ 各加算・減算に係る書類

<p>イ 居宅介護支援費（Ⅰ）</p> <p>指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数で除して得た数（以下「取扱件数」という。）が40未満である場合又は、40以上である場合において、40未満の部分</p> <p>ロ 居宅介護支援費（Ⅱ）</p> <p>取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分</p> <p>ハ 居宅介護支援費（Ⅲ）</p> <p>取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分</p> <p>(5) 情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単数を算定することができる。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、次のイからハまでにかかわらず、居宅介護支援費（Ⅱ）居宅介護支援費（i）を適用する。</p> <p>イ 居宅介護支援費（i） 取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分について算定する。</p> <p>ロ 居宅介護支援費（ii） 取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定する。</p> <p>ハ 居宅介護支援費（iii） 取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分について算定する。</p> <p>2 運営基準減算</p> <p>(1) 「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号）の第八十二号に該当する場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定しているか。なお、減算の基準は、次のいずれかに該当する場合とする。</p>	<p>厚告 20 別表のイ注 2</p> <p>厚告 20 別表のイ注 3</p> <p>厚労告95の八十二</p>	
---	--	--

<p>イ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、</p> <p>①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない。</p> <p>②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない。</p> <p>ロ 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって</p> <p>①利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。</p> <p>②サービス担当者会議の開催等を行っていない。</p> <p>③居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。</p> <p>ハ 次に掲げる場合において、サービス担当者会議等を行っていない。</p> <p>①居宅サービス計画を新規に作成した場合</p> <p>②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>ニ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当</p> <p>①当該事業所の介護支援専門員が1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない。</p> <p>②当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している。</p> <p>(2) (1)の運営基準減算が2月以上継続している場合に、所定単位数を算定していないか。</p> <p>3 特定事業所集中減算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、1月につき200単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>なお、減算の基準は、次のとおりとする。正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型</p>	<p>厚告20別表のイ注7</p> <p>厚労告95の八十三</p>	
--	------------------------------------	--

<p>通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。ただし、正当な理由があると区長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>4 サービス種類相互間の算定関係</p> <p>利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定していないか。</p> <p>5 初回加算</p> <p>指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる基準に適合する場合に、300単位を所定単位数に加算しているか。ただし、2の運営基準減算に該当する場合は、加算しない。</p> <p>①新規に居宅サービス計画を作成する場合</p> <p>②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合</p> <p>③要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅サービス計画を作成する場合</p> <p>6 特定事業所加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、特定事業加算(Ⅰ)から特定事業加算(Ⅲ)までのいずれかの加算を算定している場合においては、特定事業加算(Ⅰ)から特定事業加算(Ⅲ)までのその他の加算は算定しな</p>	<p>厚告20別表のイ注8</p> <p>厚告20別表のロ注</p> <p>厚告20別表のハ注 厚労告95の八十四</p>	
---	---	--

<p>い。</p> <p>イ 特定事業所加算（Ⅰ）505単位</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>①専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。</p> <p>②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。</p> <p>③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であること。</p> <p>⑥当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>⑨居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>⑩指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は45名未満であること。</p> <p>⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研究会等を実施していること。</p> <p>⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>		
--	--	--

<p>ロ 特定事業所加算（Ⅱ）407単位</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>①イ 特定事業所加算（Ⅰ）の②、③、④及び⑥から⑬までの基準に適合していること。</p> <p>②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。</p> <p>ハ 特定事業所加算（Ⅲ）309単位</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>①イ 特定事業所加算（Ⅰ）の③、④及び⑥から⑬までの基準に適合していること。</p> <p>②ロ 特定事業所加算（Ⅱ）の基準②に適合すること。</p> <p>③専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。</p> <p>ニ 特定事業所加算（A）100単位</p> <p>①イ ③、④及び⑥から⑬までの基準に適合すること。ただし、イ④、⑥、⑪及び⑫の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えない。</p> <p>②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。</p> <p>③専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。</p> <p>④専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で1以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（①で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る）の職務と兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>7 特定事業所医療介護連携加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>8 入院時情報連携加算</p>	<p>厚告20別表のニ注</p> <p>厚労告95の八十四の二</p>	
---	-------------------------------------	--

<p>利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 入院時情報連携加算Ⅰ 200単位</p> <p>利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供していること。</p> <p>ロ 入院時情報連携加算Ⅱ 100単位</p> <p>利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供していること。</p>	<p>厚告20別表のホ注 厚労告95の八十五</p>	
<p>9 退院・退所加算</p> <p>病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。</p> <p>イ 退院・退所加算（Ⅰ）イ 450単位</p> <p>病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。</p> <p>ロ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 600単位</p> <p>病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を</p>	<p>厚告20別表のへ注 厚労告95の八十五の二</p>	

<p>カンファレンスにより1回受けていること。</p> <p>ハ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 600単位</p> <p>病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。</p> <p>ニ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 750単位</p> <p>病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること。</p> <p>ホ 退院・退所加算（Ⅲ） 900単位</p> <p>病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること。</p> <p>10 通院時情報連携加算</p> <p>利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。</p> <p>11 緊急時等居宅カンファレンス加算</p> <p>病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者宅の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>12 ターミナルケアマネジメント加算</p>	<p>厚告20別表のト注</p> <p>厚告20別表のチ注</p>	
--	-----------------------------------	--

<p>在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定居宅介護支援事業者が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況などを記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>厚告20別表のリ注 厚労告95の八十五の三</p>	
---	----------------------------------	--